

令和 5 年 12 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

第 8 号 長門市犯罪被害者等支援条例	・ ・ ・ 1
第 9 号 長門市教育委員会の職務権限の特例に関する条例	・ ・ ・ 3
第 10 号 長門市部課設置条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 21
第 11 号 長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 23
第 12 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例	・ ・ ・ 24
第 13 号～第 17 号 長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例等 5 条例	・ ・ ・ 25
第 16 号 長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例（新旧対照表）	・ ・ ・ 28
第 18 号 長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 34
第 19 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 35
第 20 号 長門市火災予防条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 36
第 21 号 長門市地域福祉センターの指定管理者の指定について	・ ・ ・ 37
第 22 号 長門市児童デイ・ケアセンターの指定管理者の指定につい て	・ ・ ・ 39
第 23 号 長門市俵山幼稚園の指定管理者の指定について	・ ・ ・ 41
第 24 号 長門市水産多目的集会所の指定管理者の指定について	・ ・ ・ 42
第 25 号 木育推進拠点施設 長門おもちゃ美術館の指定管理者の指定 について	・ ・ ・ 44
第 26 号 青海島高山オートキャンプ場の指定管理者の指定について	・ ・ ・ 46
第 27 号 伊上海浜公園オートキャンプ場の指定管理者の指定につい て	・ ・ ・ 47
第 28 号 公設自動車置場の指定管理者の指定について	・ ・ ・ 49
第 29 号 長門市俵山公民館の指定管理者の指定について	・ ・ ・ 51
第 30 号 下関市・美祢市消防通信指令事務協議会への加入について	・ ・ ・ 52

長門市犯罪被害者等支援条例

1 趣旨

犯罪被害者やその家族・遺族は、犯罪等による直接的な身体や生命等の被害に加えて、周囲の者の言動や誹謗中傷等による精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、平穏な生活やプライバシーの侵害、経済的な損失などの二次被害に苦しむことが少なくない。

誰もが予期せず犯罪被害者となる可能性がある中で、安全で安心なまちづくりを推進するためには、犯罪被害者等の被害からの回復と被害の軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた取組を進めることが必要である。

このため、条例に基づき犯罪被害者等への支援に関する施策を総合的に推進するため「長門市犯罪被害者等支援条例」を制定するもの。

2 条例の概要

別紙のとおり

3 施行期日

令和6年4月1日

4 その他

見舞金制度の創設

別紙 条例の概要

条例の構成

《基本的事項》

第1条 目的

- ・ 条例制定の目的

第2条 定義

- ・ 用語の定義

第3条 基本理念

- ・ 犯罪被害者等への支援の基本理念

（ 犯罪被害者等の権利を尊重
犯罪被害者等への適切な支援
必要な支援を途切れなく行う 等 ）

《犯罪被害者等への支援》

第8条 相談及び情報の提供等

- ・ 相談対応、支援情報の提供 等

第9条 経済的負担の軽減

- ・ 被害者等への助成措置 等

第10条 日常生活の支援

- ・ 福祉サービス等の利用支援 等

第11条 安全の確保

- ・ 更なる被害防止のための支援

第12条 居住の安定

- ・ 従前住居への居住が困難な場合の支援

第13条 雇用の安定

- ・ 雇用の安定、職場における二次被害防止

《市等の責務》

第4条 市の責務

- ・ 支援施策の策定・実施 等

第5条 市民等の責務

- ・ 二次被害防止等への配慮 等

第6条 事業者の責務

- ・ 労働環境の整備 等

第7条 学校等の責務

- ・ 児童への適切な支援 等

《理解の増進等》

第14条 理解の増進

- ・ 市民等への広報・啓発

第15条 教育活動の推進

- ・ 生命、身体、人権を尊重する教育

《支援機関に関する施策》

第16条 人材の育成

- ・ 人材育成のための研修 等

第17条 民間の団体に対する支援

- ・ 民間支援団体への情報の提供 等

《その他》

第18条 支援を行わないことができる
場合

第19条 委任

長門市教育委員会の職務権限の特例に関する条例

1 趣旨

令和6年4月からの組織改編に伴い、教育委員会の職務権限に属する事務のうちスポーツに関すること、文化に関すること及び文化財の保護に関することを市長部局に移管することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、所要の規定を設けるもの

2 条例概要

（1）令和6年4月から市長が管理し、及び執行する事務を列举（第2条）

ア スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

イ 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

ウ 文化財の保護に関すること。

（2）事務の移管により影響のある条例の一部改正（附則第4項、第5項、第7項から第11項）

・文言の修正

（3）条例の廃止（附則第6項）

・スポーツ施設のうち長門市地域づくりセンターは、現状の利用形態を鑑み公の施設に該当しないことから、条例を廃止するもの

3 施行日

令和6年4月1日

長門市文化会館条例新旧対照表

改正後	現行
本則 (事業) 第3条 ラポールゆや(以下「会館」という。)は、次に掲げる事業を行う。 (1)・(2) (略) (3) その他<u>市長</u>が必要と認める事業 2 <u>市長</u>は、前項第1号の事業を円滑に行うため、その一部を他の団体等に委託して実施することができる。 (管理) 第4条 会館は、<u>市長</u>が管理する。 (使用の許可) 第6条 会館の施設並びに附属設備及び備品(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (許可の制限) 第7条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1)～(3) (略) 2 <u>市長</u>は、使用を許可する場合において管理上必要な条件を付することができる。 (使用料) 第8条 (略) 2 使用料は、使用許可のあったときに納入しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めたときは、この限りでない。 3 <u>市長</u>は、公益上特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (許可の取消し) 第9条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれか	本則 (事業) 第3条 ラポールゆや(以下「会館」という。)は、次に掲げる事業を行う。 (1)・(2) (略) (3) その他<u>長門市教育委員会</u>(以下「<u>教育委員会</u>」という。)が必要と認める事業 2 <u>教育委員会</u>は、前項第1号の事業を円滑に行うため、その一部を他の団体等に委託して実施することができる。 (管理) 第4条 会館は、<u>教育委員会</u>が管理する。 (使用の許可) 第6条 会館の施設並びに附属設備及び備品(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (許可の制限) 第7条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1)～(3) (略) 2 <u>教育委員会</u>は、使用を許可する場合において管理上必要な条件を付することができる。 (使用料) 第8条 (略) 2 使用料は、使用許可のあったときに納入しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めたときは、この限りでない。 3 <u>教育委員会</u>は、公益上特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (許可の取消し) 第9条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のい

に該当する事項が生じたときは、その使用許可を取り消し、又はその使用を中止させることができる。 (1)～(3) (略) (特別の設備) 第10条 使用者は、会館に特別の設備をしようとするときは、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 (損害賠償の義務) 第13条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (委任) 第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	ずれかに該当する事項が生じたときは、その使用許可を取り消し、又はその使用を中止させることができる。 (1)～(3) (略) (特別の設備) 第10条 使用者は、会館に特別の設備をしようとするときは、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。 (損害賠償の義務) 第13条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (委任) 第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
---	---

長門市スポーツ施設条例新旧対照表

改正後	現行
本則 (管理) 第3条 スポーツ施設(以下「施設」という。)は、<u>市長</u>が管理する。 (使用の許可) 第4条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 (許可の制限) 第5条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。 (1)～(3) (略) (許可の取消し等) 第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>市長</u>は、その許可を取り消し、又はその使用を拒み、若しくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害をこうむることがあっても、<u>市長</u>は、賠償の責めを負わない。 (1)～(4) (略) (使用料の減免) 第8条 <u>市長</u>は、公益上特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (特別な設備等の制限) 第9条 <u>市長</u>は、管理上必要と認めるときは、使用許可に条件を付し、又は使用者に必要な設備をさせることができる。 2 使用者が施設に特別な設備をしようとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 3 (略) (損害賠償) 第12条 使用者は、その責めに帰する理由により施設設備を滅失し、又	本則 (管理) 第3条 スポーツ施設(以下「施設」という。)は、<u>長門市教育委員会(以下「委員会」という。)</u>が管理する。 (使用の許可) 第4条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ<u>委員会</u>の許可を受けなければならない。 (許可の制限) 第5条 <u>委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。 (1)～(3) (略) (許可の取消し等) 第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>委員会</u>は、その許可を取り消し、又はその使用を拒み、若しくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害をこうむることがあっても、<u>委員会</u>は、賠償の責めを負わない。 (1)～(4) (略) (使用料の減免) 第8条 <u>委員会</u>は、公益上特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (特別な設備等の制限) 第9条 <u>委員会</u>は、管理上必要と認めるときは、使用許可に条件を付し、又は使用者に必要な設備をさせることができる。 2 使用者が施設に特別な設備をしようとするときは、あらかじめ<u>委員会</u>の許可を受けなければならない。 3 (略) (損害賠償) 第12条 使用者は、その責めに帰する理由により施設設備を滅失し、又

は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (委任) 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>委員会</u>がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (委任) 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
--	--

長門市 B&G 海洋センター条例新旧対照表

改正後	現行
本則 (使用の許可) 第4条 海洋センターを使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 (許可の制限) 第5条 <u>市長</u>は、海洋センターの使用の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしない。 (1)～(3) (略) (許可の取消し) 第6条 <u>市長</u>は、海洋センターの使用に関して許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。この場合において、使用者が損害をこうむることがあっても、<u>市長</u>は、賠償の責めを負わない。 (1)～(4) (略) (損害賠償) 第8条 使用者は、海洋センターの施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (委任) 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	本則 (使用の許可) 第4条 海洋センターを使用しようとする者は、あらかじめ<u>長門市教育委員会</u>(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。 (許可の制限) 第5条 <u>委員会</u>は、海洋センターの使用の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしない。 (1)～(3) (略) (許可の取消し) 第6条 <u>委員会</u>は、海洋センターの使用に関して許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。この場合において、使用者が損害をこうむることがあっても、<u>委員会</u>は、賠償の責めを負わない。 (1)～(4) (略) (損害賠償) 第8条 使用者は、海洋センターの施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>委員会</u>がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (委任) 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。

長門市文化財保護条例新旧対照表

改正後	現行
本則 第1章 総則 (市民、所有者等の心構) 第3条 (略) 2 <u>市長</u>は、この条例の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。 第2章 長門市指定文化財 第1節 指定 (指定) 第4条 <u>市長</u>は、市の区域内に存する文化財のうち重要なものを、長門市文化財保護審議会(以下第6条において「審議会」という。)に諮り、市の文化財に指定し、次のとおり分類するものとする。 (1)～(5) (略) 2 <u>市長</u>は、前項第2号の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定する必要があると認めるときは、その者を保持者又は保持団体として追加認定することができる。 3 <u>市長</u>は、第1項第1号、第3号及び第5号の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権限に基づく占有者(権限に基づく占有者が判明しない場合を除く。)の同意を得なければならない。 (告示、通知、指定書等の交付) 第5条 <u>市長</u>は、前条第1項及び第2項の規定による指定又は認定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者若しくは権限に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体に通知するものとする。 2・3 (略)	本則 第1章 総則 (市民、所有者等の心構) 第3条 (略) 2 <u>長門市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>は、この条例の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。 第2章 長門市指定文化財 第1節 指定 (指定) 第4条 <u>教育委員会</u>は、市の区域内に存する文化財のうち重要なものを、長門市文化財保護審議会(以下第6条において「審議会」という。)に諮り、市の文化財に指定し、次のとおり分類するものとする。 (1)～(5) (略) 2 <u>教育委員会</u>は、前項第2号の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定する必要があると認めるときは、その者を保持者又は保持団体として追加認定することができる。 3 <u>教育委員会</u>は、第1項第1号、第3号及び第5号の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権限に基づく占有者(権限に基づく占有者が判明しない場合を除く。)の同意を得なければならない。 (告示、通知、指定書等の交付) 第5条 <u>教育委員会</u>は、前条第1項及び第2項の規定による指定又は認定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者若しくは権限に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体に通知するものとする。 2・3 (略)

4 市長は、前条第1項第1号及び第3号の規定による指定をしたときは、当該文化財の所有者に指定書を、前条第1項第2号及び第2項の規定による認定をしたときは、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付するものとする。

(解除)

第6条 市長は、市の指定となった文化財について次の事由が生じたときは、審議会に諮り指定を解除することができる。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

4 市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所有者は、第1項第1号の規定により指定の解除の通知を受けたときは、30日以内に当該文化財の指定書を市長に返付しなければならない。

5 市指定無形文化財の保持者又は保持団体は、第1項第2号の規定により指定の解除又は認定の解除の通知を受けたときは、速やかに当該文化財の認定書を市長に返付しなければならない。

第2節 管理

(無形文化財及び無形民俗文化財の保存)

第7条 市長は、市指定無形文化財及び市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該無形文化財又は当該無形民俗文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執ることができる。

(無形文化財及び無形民俗文化財の保存の勧告)

第8条 市長は、市指定無形文化財及び市指定無形民俗文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(有形文化財、有形民俗文化財の管理

4 教育委員会は、前条第1項第1号及び第3号の規定による指定をしたときは、当該文化財の所有者に指定書を、前条第1項第2号及び第2項の規定による認定をしたときは、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付するものとする。

(解除)

第6条 教育委員会は、市の指定となった文化財について次の事由が生じたときは、審議会に諮り指定を解除することができる。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

4 市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所有者は、第1項第1号の規定により指定の解除の通知を受けたときは、30日以内に当該文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

5 市指定無形文化財の保持者又は保持団体は、第1項第2号の規定により指定の解除又は認定の解除の通知を受けたときは、速やかに当該文化財の認定書を教育委員会に返付しなければならない。

第2節 管理

(無形文化財及び無形民俗文化財の保存)

第7条 教育委員会は、市指定無形文化財及び市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該無形文化財又は当該無形民俗文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執ることができる。

(無形文化財及び無形民俗文化財の保存の勧告)

第8条 教育委員会は、市指定無形文化財及び市指定無形民俗文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(有形文化財、有形民俗文化財の管理

方法に関する指示又は勧告)

第9条 市長は、市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため、当該文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は占有者に対し、当該文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理方法に関し必要な措置を指示し、助言し、又は勧告することができる。

(有形文化財、有形民俗文化財の修理に関する命令又は勧告)

第10条 市長は、市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は占有者に対して、その修理について必要な指示又は勧告をすることができる。

(記念物の管理、復旧に関する指示又は勧告)

第11条 市長は、市指定史跡名勝天然記念物が滅失し、損傷し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は占有者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を指示し、その復旧について勧告することができる。

(所有者の管理義務)

第12条 市指定文化財の所有者又は占有者は、この条例、この条例に基づく規則及び市長の指示に従い、当該文化財を管理しなければならない。

(管理責任者)

第13条 (略)

2 市指定文化財の所有者又は占有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、規則で定める事項を記載した書面をもって、当該管理責任者と連署の上、市長に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

方法に関する指示又は勧告)

第9条 教育委員会は、市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため、当該文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は占有者に対し、当該文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理方法に関し必要な措置を指示し、助言し、又は勧告することができる。

(有形文化財、有形民俗文化財の修理に関する命令又は勧告)

第10条 教育委員会は、市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は占有者に対して、その修理について必要な指示又は勧告をすることができる。

(記念物の管理、復旧に関する指示又は勧告)

第11条 教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物が滅失し、損傷し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は占有者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を指示し、その復旧について勧告することができる。

(所有者の管理義務)

第12条 市指定文化財の所有者又は占有者は、この条例、この条例に基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、当該文化財を管理しなければならない。

(管理責任者)

第13条 (略)

2 市指定文化財の所有者又は占有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、教育委員会規則で定める事項を記載した書面をもって、当該管理責任者と連署の上、教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

3 市指定文化財の所有者又は占有者は、管理責任者を変更したときは、規則で定める事項を記載した書面をもって、新管理責任者と連署の上、市長へ届け出なければならない。

4 (略)

(届出事項)

第14条 市指定文化財の所有者(管理責任者のある場合は、その者をいう。)若しくは占有者又は保持者若しくは保持団体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、指定書又は認定書を添えて市長に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 市指定文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、若しくは死亡したときその他市長が別に定める事由があるとき、又は保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、若しくは構成員に異動を生じ、若しくは解散若しくは消滅したとき。

(4)～(6) (略)

(管理団体による管理)

第15条 市長は、市指定文化財につき、所有者が判明しないとき、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められるときは、管理をまかせることに適当な団体(以下「管理団体」という。)を指定することができる。この場合において、その事由が消滅したときその他の事由があるときは、管理団体の指定を解除することができる。

2 (略)

3 市長は、第1項の規定による管理団体の指定をするときは、あらかじめ当該文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者(権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。)並びに指定しようとする団体の同意を得るものとする。

4～6 (略)

3 市指定文化財の所有者又は占有者は、管理責任者を変更したときは、教育委員会規則で定める事項を記載した書面をもって、新管理責任者と連署の上、教育委員会へ届け出なければならない。

4 (略)

(届出事項)

第14条 市指定文化財の所有者(管理責任者のある場合は、その者をいう。)若しくは占有者又は保持者若しくは保持団体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、指定書又は認定書を添えて教育委員会に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 市指定文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、若しくは死亡したときその他教育委員会が別に定める事由があるとき、又は保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、若しくは構成員に異動を生じ、若しくは解散若しくは消滅したとき。

(4)～(6) (略)

(管理団体による管理)

第15条 教育委員会は、市指定文化財につき、所有者が判明しないとき、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められるときは、管理をまかせることに適当な団体(以下「管理団体」という。)を指定することができる。この場合において、その事由が消滅したときその他の事由があるときは、管理団体の指定を解除することができる。

2 (略)

3 教育委員会は、第1項の規定による管理団体の指定をするときは、あらかじめ当該文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者(権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。)並びに指定しようとする団体の同意を得るものとする。

4～6 (略)

第3節 保護

(管理又は修理の補助)

第19条 (略)

2 市長は、前項の補助金を交付するときは、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する市指定文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

4 (略)

(補助金の返還)

第20条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付を受け、又は受けることとなった所有者若しくは管理団体又は保持者若しくは保持団体その他保存に当たることを適当と認める者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該所有者若しくは管理団体又は保持者若しくは保持団体その他保存に当たることを適当と認める者に対し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じ、又は補助金の全部若しくは一部を交付しないことができる。

(1) 管理又は修理に関し、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)・(3) (略)

(現状変更等の制限)

第22条 市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状変更について維持の措置をしようとするとき、若しくは非常の災害のために必要な応急措置を執るとき、又は保存に影響を及ぼす行為についてその影響が軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 市長は、第1項の許可を与えると

第3節 保護

(管理又は修理の補助)

第19条 (略)

2 教育委員会は、前項の補助金を交付するときは、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する市指定文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

4 (略)

(補助金の返還)

第20条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付を受け、又は受けることとなった所有者若しくは管理団体又は保持者若しくは保持団体その他保存に当たることを適当と認める者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該所有者若しくは管理団体又は保持者若しくは保持団体その他保存に当たることを適当と認める者に対し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じ、又は補助金の全部若しくは一部を交付しないことができる。

(1) 管理又は修理に関し、この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2)・(3) (略)

(現状変更等の制限)

第22条 市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更について維持の措置をしようとするとき、若しくは非常の災害のために必要な応急措置を執るとき、又は保存に影響を及ぼす行為についてその影響が軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与

きには、その条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関して必要な指示をすることができる。

- 4 市長は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 (略)

(現状変更等の届出)

第23条 前条に定めるもののほか、所有者又は管理団体は、市指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、現状を変更しようとする日又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の2週間前までに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、市指定文化財の保護のため必要があると認めるときは、届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(原状回復の命令)

第24条 市長は、前条第1項の規定による届出をせずに市指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対して、原状回復を命じ、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

- 2 市長は、前条の規定による原状回復の命令をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。

(修理の届出)

第25条 所有者又は管理団体は、市指定文化財を修理しようとするときは、規則の定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第19条第1項の規定による補助金の交付又は第22条第1項の規定による許可を受けて修理を行うときは、この限りでない。

えるときには、その条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関して必要な指示をすることができる。

- 4 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 (略)

(現状変更等の届出)

第23条 前条に定めるもののほか、所有者又は管理団体は、市指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、現状を変更しようとする日又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の2週間前までに教育委員会に届け出なければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による届出があった場合において、市指定文化財の保護のため必要があると認めるときは、届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(原状回復の命令)

第24条 教育委員会は、前条第1項の規定による届出をせずに市指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対して、原状回復を命じ、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

- 2 教育委員会は、前条の規定による原状回復の命令をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。

(修理の届出)

第25条 所有者又は管理団体は、市指定文化財を修理しようとするときは、教育委員会規則の定めるところにより、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第19条第1項の規定による補助金の交付又は第22条第1項の規定による許可を受けて修理を行うときは、この限りでない。

(環境保全)

第26条 市長は、市指定文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設の整備を命じることができる。

2 (略)

(管理又は修理の技術指導)

第27条 市長は、市指定文化財の保護上必要があると認めるときは、当該文化財の管理又は修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(標識等の設置)

第28条 市長は、市指定文化財の指定をしたときは、当該文化財の管理に関し必要な標識、説明板、境界標、囲いさくその他施設を設置しなければならない。

(保存のための調査)

第29条 市長は、必要があると認めるときは、市指定文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該文化財の現状若しくは管理修理の状況又は環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第4節 公開

(市長による公開)

第32条 市長は、市指定文化財の所有者若しくは管理団体又は保持者若しくは保持団体に対し、一定の期間を限って市長の行う公開の用に供するため、当該文化財を出品することについて勧告することができる。

2・3 (略)

(公開の申請)

第33条 市指定文化財の所有者及び管理団体以外の者でその主催する展覧会その他催し(以下「展覧会等」という。)において当該文化財を公衆の観覧に供しようとするものは、展覧会等の最初の日²の2週間前までに、市長に申請しなければならない。

(環境保全)

第26条 教育委員会は、市指定文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設の整備を命じることができる。

2 (略)

(管理又は修理の技術指導)

第27条 教育委員会は、市指定文化財の保護上必要があると認めるときは、当該文化財の管理又は修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(標識等の設置)

第28条 教育委員会は、市指定文化財の指定をしたときは、当該文化財の管理に関し必要な標識、説明板、境界標、囲いさくその他施設を設置しなければならない。

(保存のための調査)

第29条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該文化財の現状若しくは管理修理の状況又は環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第4節 公開

(教育委員会による公開)

第32条 教育委員会は、市指定文化財の所有者若しくは管理団体又は保持者若しくは保持団体に対し、一定の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため、当該文化財を出品することについて勧告することができる。

2・3 (略)

(公開の申請)

第33条 市指定文化財の所有者及び管理団体以外の者でその主催する展覧会その他催し(以下「展覧会等」という。)において当該文化財を公衆の観覧に供しようとするものは、展覧会等の最初の日²の2週間前までに、教育委員会に申請しなければならない。

2 市長は、第31条の規定による公開若しくは出品をするとき、又は前項の規定による申請があったときは、当該文化財の公開等に関し必要な指示をするとともに、その管理について指揮監督することができる。

第5節 埋蔵文化財

(埋蔵文化財の届出)

第34条 古墳、住居跡、貝づかその他遺跡と認められるものを発見した者は、法第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の6の規定によるものを除き、速やかに市長に届け出なければならない。

(埋蔵文化財に関する責務)

第35条 市長は、法第57条の2第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地で市の区域内に存するものについて、資料を整備するとともに、その周知を図るように努めなければならない。

2 法第57条第1項に規定する埋蔵文化財を発見した者は、当該埋蔵文化財の損傷及び散逸の防止に努めるとともに、市長が当該埋蔵文化財の保護上必要があると認めるときは、当該埋蔵文化財の発掘調査その他の保護措置に協力するように努めなければならない。

第4章 長門市文化財保護審議会

(設置)

第38条 市長の附属機関として、長門市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(職務)

第39条 審議会は、市の区域内に存するすべての文化財の保存及び活用に関し、市長の諮問に応じて、必要な調査及び審議を行う。

(任命)

第41条 審議会の委員(臨時委員を含む。)は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命する。

2 教育委員会は、第31条の規定による公開若しくは出品をするとき、又は前項の規定による申請があったときは、当該文化財の公開等に関し必要な指示をするとともに、その管理について指揮監督することができる。

第5節 埋蔵文化財

(埋蔵文化財の届出)

第34条 古墳、住居跡、貝づかその他遺跡と認められるものを発見した者は、法第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の6の規定によるものを除き、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(埋蔵文化財に関する責務)

第35条 教育委員会は、法第57条の2第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地で市の区域内に存するものについて、資料を整備するとともに、その周知を図るように努めなければならない。

2 法第57条第1項に規定する埋蔵文化財を発見した者は、当該埋蔵文化財の損傷及び散逸の防止に努めるとともに、教育委員会が当該埋蔵文化財の保護上必要があると認めるときは、当該埋蔵文化財の発掘調査その他の保護措置に協力するように努めなければならない。

第4章 長門市文化財保護審議会

(設置)

第38条 教育委員会の附属機関として、長門市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(職務)

第39条 審議会は、市の区域内に存するすべての文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じて、必要な調査及び審議を行う。

(任命)

第41条 審議会の委員(臨時委員を含む。)は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する。

(庶務) 第44条 審議会の庶務は、<u>スポーツ文化交流課</u>において処理する。 第5章 補則 (文化財台帳) 第46条 <u>市長</u>は、文化財台帳を備え、指定文化財等の指定年月日、所在、所有者、名称、由緒並びに修理記録等を明らかにしておかなければならない。 (委任) 第47条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 第6章 罰則 第49条 第22条の規定に違反して、<u>市長</u>の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、又は<u>市長</u>の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。	(庶務) 第44条 審議会の庶務は、<u>長門市教育委員会事務局</u>において処理する。 第5章 補則 (文化財台帳) 第46条 <u>教育委員会</u>は、文化財台帳を備え、指定文化財等の指定年月日、所在、所有者、名称、由緒並びに修理記録等を明らかにしておかなければならない。 (委任) 第47条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。 第6章 罰則 第49条 第22条の規定に違反して、<u>教育委員会</u>の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、又は<u>教育委員会</u>の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。
--	--

長門市天然記念物ハマオモト群落保護管理条例新旧対照表

改正後	現行
本則 (趣旨) 第1条 この条例は、山口県文化財保護条例(昭和40年山口県条例第10号)及び山口県文化財保護条例施行規則(<u>令和4年山口県規則第11号</u>)に定めるもののほか、山口県指定文化財天然記念物二位ノ浜ハマオモト群落(以下「ハマオモト群落」という。)の保護及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (委任) 第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。	本則 (趣旨) 第1条 この条例は、山口県文化財保護条例(昭和40年山口県条例第10号)及び山口県文化財保護条例施行規則(<u>昭和40年山口県教育委員会規則第17号</u>)に定めるもののほか、山口県指定文化財天然記念物二位ノ浜ハマオモト群落(以下「ハマオモト群落」という。)の保護及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (委任) 第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。

長門市総合文化財センター条例新旧対照表

改正後	現行
本則 (管理) 第4条 センターは、<u>市長</u>が管理する。 (開館日) 第5条 (略) 2 <u>市長</u>は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館し、又は休館することができる。 (開館時間) 第6条 (略) 2 <u>市長</u>は、必要があると認めたときは、前項の開館時間を変更することができる。 (入館の制限) 第8条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。 (1)～(3) (略) (資料の利用) 第9条 教育、学術及び文化に関する機関若しくは団体又は学術研究のために特に資料を利用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を得て資料の閲覧又は貸出しを受けることができる。 2 (略) (委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	本則 (管理) 第4条 センターは、<u>長門市教育委員会</u>(以下「<u>教育委員会</u>」という。)が管理する。 (開館日) 第5条 (略) 2 <u>教育委員会</u>は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館し、又は休館することができる。 (開館時間) 第6条 (略) 2 <u>教育委員会</u>は、必要があると認めたときは、前項の開館時間を変更することができる。 (入館の制限) 第8条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。 (1)～(3) (略) (資料の利用) 第9条 教育、学術及び文化に関する機関若しくは団体又は学術研究のために特に資料を利用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を得て資料の閲覧又は貸出しを受けることができる。 2 (略) (委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。

長門市使用料徴収条例新旧対照表

改正後						現行					
別表第 1(第 2 条関係)						別表第 1(第 2 条関係)					
種別	名称	室名	区分\時間	使用料(円)	摘要	種別	名称	室名	区分\時間	使用料(円)	摘要
文化施設使用料	ラポールゆや	(略)				社会教育文化施設使用料	ラポールゆや	(略)			
種別	名称	区分		使用料(円)	摘要	種別	名称	区分		使用料(円)	摘要
スポーツ施設使用料	(略)					社会体育施設使用料	(略)				
	(削る)						名称	具体的名称	区分	使用料(円)	摘要
							日置地域づくりセンター	多目的ホール(半面)	1 時間につき	400	8 時 30 分から 22 時まで
							多目的ホール(全面)	1 時間につき	800		
							控室	1 時間につき	300		
					備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の 4 倍の額とする。 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の 5 割増とする。 3 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1 時間として計算する。						
(略)					(略)						

長門市部課設置条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

教育委員会の職務権限に属するスポーツ（学校における体育に関するものを除く。）及び文化（文化財を含む。）に関する事務を市長部局に一元化し、本市のスポーツ及び文化を観光と一体的に活用し、関係人口の増加、交流促進を図る体制強化のため、実効性ある組織の構築に向けて、令和 6 年 4 月から組織を改編することから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

（1）部及び課の新設（第 1 条関係）

ア 観光スポーツ文化部及びスポーツ文化交流課の創設

- ・経済観光部内の観光政策課と新設するスポーツ文化交流課の 2 課体制の部を新設

※スポーツ文化交流課を新設し、教育委員会が所管するスポーツ（学校における体育に関するものを除く。）及び文化（文化財を含む。）に関する事務と経済観光部観光政策課内のスポーツ交流及び文化振興（文化施設を含む。）に関する事務を統合し、市長部局に集約し一体的に推進する体制強化

イ 経済観光部の再編

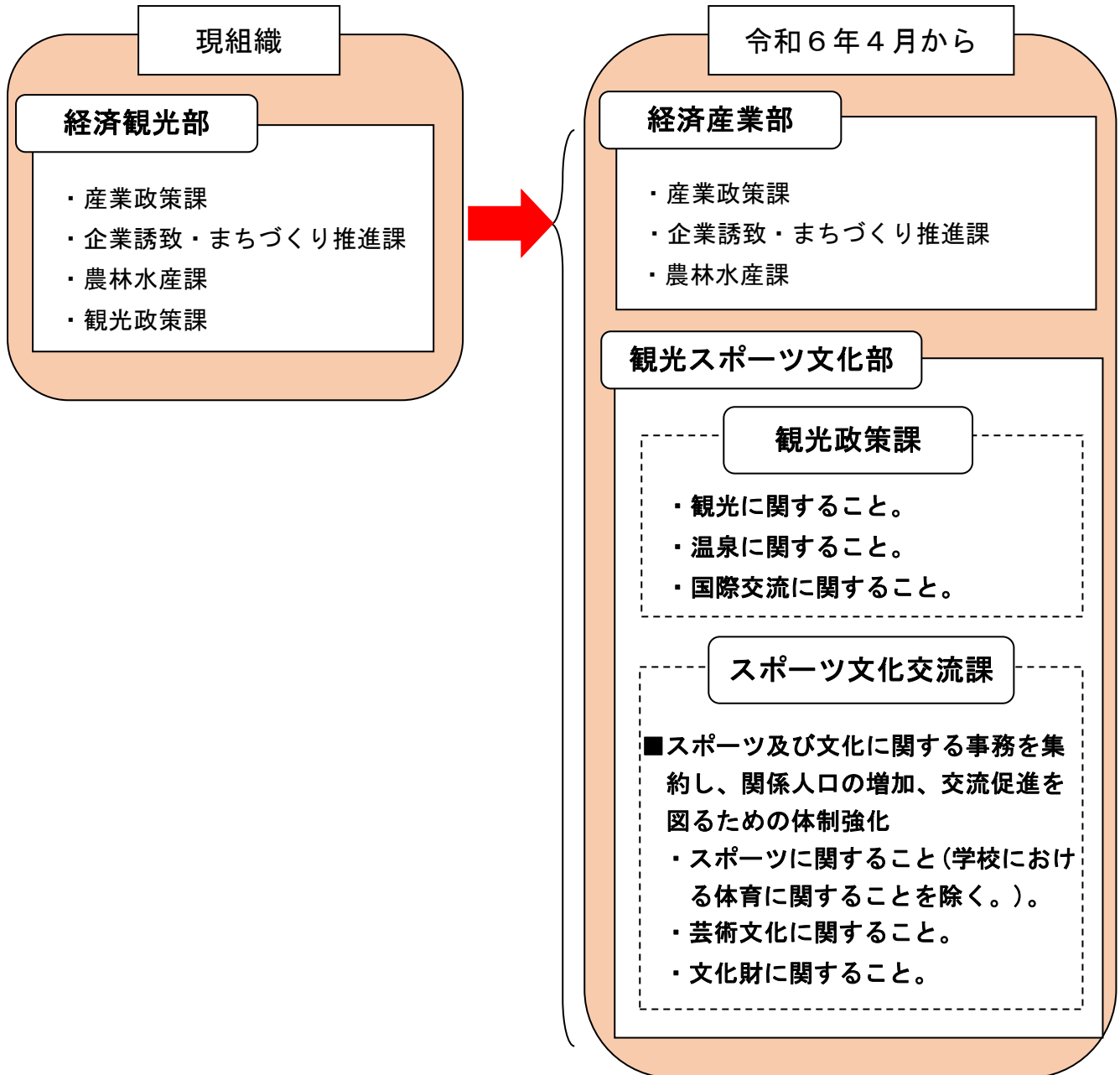
- ・経済観光部から観光部門を観光スポーツ文化部に移管するため、経済産業部として産業政策課、企業誘致・まちづくり推進課、農林水産課の 3 課体制に再編

（2）再編後の事務分掌を規定（第 2 条関係）

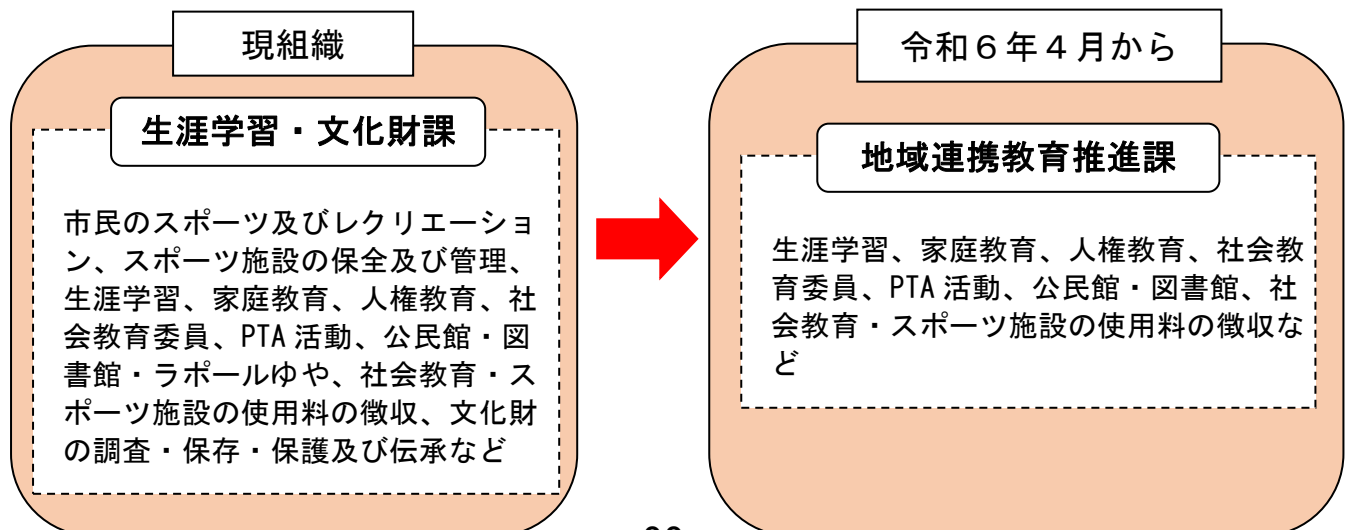
※詳細については、別紙のとおり

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日



(参考) 長門市教育委員会事務局組織規則



長門市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等の一部改正に伴い、健康保険証が令和 6 年秋に原則廃止され、マイナンバーカードに一本化されることから、独自利用事務として個人番号の利用をしている福祉医療費助成事業（重度心身障害者・ひとり親家庭・乳幼児・子ども医療費助成事業）において、受給資格確認のため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

別表第 2 の福祉医療費助成事業に係る事務において、情報提供を受ける特定個人情報の項目の修正。

3 施行期日

公布の日

4 その他

健康保険証廃止後も、マイナンバーカードによる情報連携により、健康保険の受給資格の確認が行えることで、申請者の利便性が図られる。

督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

1 改正の内容

令和 6 年度以降の市税及び税外収入金に係る督促手数料の徴収を廃止する。
なお、令和 5 年度以前の市税及び税外収入金については、従前どおり督促手数料を徴収する。

2 改正条例（全 17 条例）

長門市税条例、ケーブルテレビ放送センター条例、ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例、督促及び滞納処分条例、国民健康保険条例、後期高齢者医療に関する条例、介護保険条例、市営湯免・黄波戸温泉配湯条例、市営住宅条例、水道給水条例、下水道条例、下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例、農業集落排水処理施設条例、農業集落排水事業受益者分担金徴収条例、漁業集落排水処理条例、漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例、市営湯本温泉条例

3 改正の理由

令和 5 年度から、地方税の一部について統一 QR コードの導入が義務化され、金融機関窓口で市税及び税外収入金の督促手数料等を確定した納付書等でしか収納ができなくなった。徴収を担当する金融機関の窓口負担の軽減と、督促手数料を徴収する公平性を図り、納付書の使用有効期限を長期化することで、コンビニエンスストア等での納付可能期間を拡大し納税者の利便性の向上を図るため、督促手数料の徴収を廃止するもの。

4 改正による影響及び効果

徴収を担当する金融機関の窓口負担の軽減、督促手数料を徴収するための納付書の再発行事務負担の軽減と、納期限を経過した場合の納付書の使用期限や納付場所の拡大等が可能となり、納税・納付の利便性の向上が図られる。

差押の前提要件である督促状については、改正後も従前どおり発行する。

長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等 五つの条例改正について

1. 改正の趣旨

令和 5 年 8 月 7 日、人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与改定に関する勧告及び報告を行いました。

この中で人事院は、今年度の国家公務員の給与については、月例給、特別給（ボーナス）のいずれも民間賃金を下回っていたことから、公務員の月例給を令和 5 年 4 月に遡って改定することとし、平均給与を 0.96% 上げるとともに、特別給についても、0.10 月分引き上げることとしました。

これを受けて政府は、国家公務員の給与改定を勧告どおり改定することを決定し、11 月 17 日、国会で可決・成立されたところです。

本市におきましても、これらの情勢を踏まえ、国に準じた内容で、長門市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

2. 長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける者に支給される月例給及び特別給について

国の給与法改正に準じ給料表の金額改定を行なうとともに、期末手当及び勤勉手当の年間支給割合の引き上げを行うものです。

(令和 5 年 4 月 1 日時点)

職員数	平均年齢	平均給与月額		増減額	増減率
		改定前	改定後		
467 人	41 歳 10 月	337,562 円	341,130 円	3,568 円	1.06%

※平均給与月額は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当。

(1) 給料表の改定について

給料表の給料月額については、国に準じて改定をするものです。

(2) 期末勤勉手当について

年間の支給割合が 4.5 月分となるよう期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.05 月分引き上げ、次のとおり改定するものです。

手当 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月期	1.20 月→1.225 月 (0.675 月)	1.00 月→1.025 月 (0.5 月)	2.20 月→2.25 月 (1.175 月)
12 月期	1.20 月→1.225 月 (0.675 月)	1.00 月→1.025 月 (0.5 月)	2.20 月→2.25 月 (1.175 月)
合計	2.40 月→2.45 月 (1.35 月)	2.00 月→2.05 月 (1.00 月)	4.40 月→4.50 月 (2.35 月)

※下段（ ）内は、定年前再任用短時間勤務職員

(3) 所要額

＜一般職員：467 人（再任用職員含む。）＞ 単位：千円

科目 会計	給料	地域手当	期末勤勉手当	共済費	計
一般	16,456	12	20,425	4,008	40,901
国民健康保険	519	0	534	99	1,152
湯本温泉	41	0	46	9	96
介護保険	272	0	300	58	630
後期高齢者医療	34	0	50	9	93
下水道事業	294	0	590	116	1,000
水道事業	676	0	615	121	1,412
合 計	18,292	12	22,560	4,420	45,284

3. 長門市長等の給与に関する条例の適用を受ける者に支給される期末手当について

年間の支給割合が 3.4 月分となるよう期末手当を 0.05 月分引き上げ、次のとおり改定するものです。

支給期 \ 手当の別	期末手当
6 月 期	1.675 月分 → 1.70 月分
1 2 月 期	1.675 月分 → 1.70 月分
合 計	3.35 月分 → 3.40 月分

4. 市議会議員の期末手当について

年間の支給割合が 3.4 月分となるよう期末手当を 0.05 月分引き上げ、次のとおり改定するものです。

支給期 \ 手当の別	期末手当
6 月 期	1.675 月分 → 1.70 月分
1 2 月 期	1.675 月分 → 1.70 月分
合 計	3.35 月分 → 3.40 月分

5. 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける特定任期付職員の期末手当について

- (1) 国家公務員の特定任期付職員と同水準とするため、年間の支給割合が 3.4 月分となるよう期末手当支給月数を改定するものです。
- (2) 本市には、現在、特定任期付職員として採用された者がいないため、改正による影響はありません。

6. 会計年度任用職員の給与等に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員の給与（報酬）について

一般職の給料表改定に準じて給料（報酬）単価を改定するものです。

7. 施行期日

公布の日から施行し、2、3、4 及び 5 の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用します。ただし、6 については令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

長門市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後									現行																																								
本則 （期末手当） 第 20 条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 3～6 （略） （勤勉手当） 第 21 条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 12 項第 3 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 102.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) （略） 3～5 （略） 別表第 1(第 4 条関係) 給料表 <table><tr><th rowspan="2">職員の区分</th><th rowspan="2">職務の級 ＼ 号給</th><th>1 級</th><th>2 級</th><th>3 級</th><th>4 級</th><th>5 級</th><th>6 級</th><th>7 級</th></tr><tr><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th></tr></table>									職員の区分	職務の級 ＼ 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	本則 （期末手当） 第 20 条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 120</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 3～6 （略） （勤勉手当） 第 21 条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者又はその委任を受けた者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 12 項第 3 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 100</u> を乗じて得た額の総額 (2) （略） 3～5 （略） 別表第 1(第 4 条関係) 給料表 <table><tr><th rowspan="2">職員の区分</th><th rowspan="2">職務の級 ＼ 号給</th><th>1 級</th><th>2 級</th><th>3 級</th><th>4 級</th><th>5 級</th><th>6 級</th><th>7 級</th></tr><tr><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th></tr></table>									職員の区分	職務の級 ＼ 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
職員の区分	職務の級 ＼ 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級																																									
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																									
職員の区分	職務の級 ＼ 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級																																									
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																									

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100

28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900

28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600

55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	<u>319,300</u>	<u>361,400</u>	<u>378,600</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>
56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	<u>320,800</u>	<u>362,400</u>	<u>379,300</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>
57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	<u>322,200</u>	<u>363,300</u>	<u>379,800</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>
58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	<u>323,400</u>	<u>364,000</u>	<u>380,400</u>	<u>404,100</u>	<u>445,300</u>
59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	<u>324,500</u>	<u>364,700</u>	<u>381,000</u>	<u>404,400</u>	<u>445,600</u>
60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	<u>325,600</u>	<u>365,300</u>	<u>381,700</u>	<u>404,700</u>	<u>445,900</u>
61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>405,000</u>	<u>446,200</u>
62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	<u>327,200</u>	<u>366,300</u>	<u>382,800</u>	<u>405,300</u>	
63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>328,000</u>	<u>367,000</u>	<u>383,400</u>	<u>405,600</u>	
64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>328,800</u>	<u>367,700</u>	<u>384,000</u>	<u>405,900</u>	
65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>329,600</u>	<u>368,000</u>	<u>384,400</u>	<u>406,200</u>	
66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>330,000</u>	<u>368,700</u>	<u>385,000</u>	<u>406,500</u>	
67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>330,600</u>	<u>369,400</u>	<u>385,600</u>	<u>406,800</u>	
68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>331,300</u>	<u>370,000</u>	<u>386,200</u>	<u>407,100</u>	
69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,100</u>	<u>370,300</u>	<u>386,600</u>	<u>407,300</u>	
70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>332,800</u>	<u>370,900</u>	<u>387,100</u>	<u>407,600</u>	
71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,600</u>	<u>387,600</u>	<u>407,900</u>	
72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,200</u>	<u>388,200</u>	<u>408,100</u>	
73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>408,300</u>	
74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>	<u>388,900</u>	<u>408,600</u>	
75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>	<u>389,300</u>	<u>408,900</u>	
76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>	<u>389,700</u>	<u>409,100</u>	
77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>	
78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>	
79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>	
80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>	
81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>	

55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>	<u>377,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,000</u>
56	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>	<u>378,200</u>	<u>402,300</u>	<u>443,300</u>
57	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>	<u>378,700</u>	<u>402,600</u>	<u>443,600</u>
58	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>	<u>379,300</u>	<u>402,900</u>	<u>444,000</u>
59	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>	<u>322,900</u>	<u>363,500</u>	<u>379,900</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>
60	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>	<u>324,100</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>
61	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>	<u>324,800</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>
62	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>	<u>325,700</u>	<u>365,200</u>	<u>381,700</u>	<u>404,100</u>	
63	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>	<u>382,300</u>	<u>404,400</u>	
64	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>	<u>382,900</u>	<u>404,700</u>	
65	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>	<u>328,200</u>	<u>366,900</u>	<u>383,300</u>	<u>405,000</u>	
66	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>	<u>328,600</u>	<u>367,600</u>	<u>383,900</u>	<u>405,300</u>	
67	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>	<u>329,300</u>	<u>368,300</u>	<u>384,500</u>	<u>405,600</u>	
68	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>	<u>330,100</u>	<u>369,000</u>	<u>385,100</u>	<u>405,900</u>	
69	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>	<u>385,500</u>	<u>406,100</u>	
70	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,600</u>	<u>369,900</u>	<u>386,000</u>	<u>406,400</u>	
71	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>	<u>332,300</u>	<u>370,600</u>	<u>386,500</u>	<u>406,700</u>	
72	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>	<u>333,000</u>	<u>371,200</u>	<u>387,100</u>	<u>407,000</u>	
73	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>	<u>387,400</u>	<u>407,200</u>	
74	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>	<u>387,800</u>	<u>407,500</u>	
75	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,200</u>	<u>407,800</u>	
76	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>388,600</u>	<u>408,000</u>	
77	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>	<u>408,200</u>	
78	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>	<u>408,500</u>	
79	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>	<u>408,800</u>	
80	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>	
81	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>	

82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			

82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			

	109		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>				
	110		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>				
	111		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>				
	112		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>				
	113		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>				
	114		<u>302,000</u>					
	115		<u>302,300</u>					
	116		<u>302,700</u>					
	117		<u>302,900</u>					
	118		<u>303,100</u>					
	119		<u>303,400</u>					
	120		<u>303,700</u>					
	121		<u>304,100</u>					
	122		<u>304,300</u>					
	123		<u>304,600</u>					
	124		<u>304,900</u>					
	125		<u>305,200</u>					
定年前再任用短時間勤務職員								
		<u>188,700</u>	<u>216,200</u>	<u>256,200</u>	<u>275,600</u>	<u>290,700</u>	<u>316,200</u>	<u>358,000</u>

	109		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>				
	110		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>				
	111		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>				
	112		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>				
	113		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>				
	114		<u>301,000</u>					
	115		<u>301,300</u>					
	116		<u>301,700</u>					
	117		<u>301,900</u>					
	118		<u>302,100</u>					
	119		<u>302,400</u>					
	120		<u>302,700</u>					
	121		<u>303,100</u>					
	122		<u>303,300</u>					
	123		<u>303,600</u>					
	124		<u>303,900</u>					
	125		<u>304,200</u>					
定年前再任用短時間勤務職員								
		<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及び関連する府令の改正に伴い所要の改正を行うもの

2 改正の内容

- （1）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 11 項が同条第 10 項に改正されることに伴う改正（第 15 条）
- （2）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の改正に伴う読替規定の改正（第 36 条）

3 施行期日

公布の日

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」が令和5年5月19日に、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）」が令和5年7月20日にそれぞれ公布され、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）が改正されたことに伴い、産前産後期間において出産被保険者に係る被保険者所得割額及び均等割額を減額することについて、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

出産被保険者に係る国民健康保険料について、その年度に収める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月（多胎妊娠の場合には、3カ月前）から出産予定月（又は出産月）の翌々月までの相当分を減額する。

3 施行期日

令和6年1月1日

※令和5年度分のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、従前のとおり

4 その他

この改正による産前産後の保険料の免除措置について、国及び県の財政支援の対象となる。

長門市火災予防条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。）の一部改正に伴い、条例の基準である火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号）の一部が改正されたことから、条文の改正を行うもの。

2 改正の内容

- （1）対象火気省令の一部改正に伴い、火災予防条例についても同様の改正を行うもので、蓄電池設備の電池容量をアンペアアワー・セルから一般的に用いられているキロワット時に見直されたことにより、蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととしたもの。

また、別表第 3 に新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めることとしたもの。（第 11 条の 2、第 13 条及び別表 3 関係）

- （2）キュービクル式以外の蓄電池設備等についても建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととしたもの。（第 11 条関係）
- （3）火を使用する設備等の届出の対象から、20 キロワット時以下の蓄電池設備を除くこととしたこと。（第 44 条関係）

3 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日

4 その他

なし

長門市地域福祉センターの指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称 長門市地域福祉センター

位置 長門市東深川 1321 番地 1

2 指定管理者候補者

名 称 社会福祉法人 長門市社会福祉協議会

事業所の所在地 長門市東深川 1321 番地 1

代 表 者 会長 藤野 忠次郎

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（3 年）

4 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

7, 8 1 2, 2 0 0 円

5 業務内容

- （1）施設の運営及び維持管理に関する業務
- （2）障害福祉サービス（生活介護）事業に関する業務
- （3）福祉の向上を図るために必要な人材育成等研修事業に関する業務
- （4）相談事業に関する業務
- （5）ボランティア活動支援事業に関する業務
- （6）幼児・児童健全育成事業に関する業務
- （7）福祉情報の提供事業に関する業務
- （8）在宅介護・生活支援サービス事業に関する業務
- （9）その他市長が地域住民の福祉の推進に必要と認める事業に関する業務

6 指定管理者選定の経緯

指定管理者の選定については、次の理由から、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。

- ①当該施設は市民福祉活動の拠点として建設されたものであり、市社会福祉協議会が活動拠点を設け、様々な自主事業を展開することにより施設機能が発揮されることを前提に整備した施設である。

②同法人は、これまで障害福祉サービス事業や在宅介護・生活支援サービス事業、福祉の向上を図るために必要な人材育成等研修事業、ボランティア活動支援事業など、地域住民の福祉の増進に必要な事業を積極的に展開されており、本市における地域福祉を推進する中核的団体として適切な管理運営を行っている。

また、災害時のボランティア受け入れ等の全国連携およびボランティア情報は全国社会福祉協議会が担っており、その情報が共有できる市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動に必要不可欠である。

③同法人の事業計画では、長門市地域福祉活動計画に基づき、住民のニーズに応じた福祉サービスの提供等を総合的に行うとともに、住民参加のもと、地域の実情に応じた各種事業を展開しており、施設機能を発揮するための事業展開が期待できる。

④同法人に指定管理を継続する意思がある。

長門市児童デイ・ケアセンターの指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称 長門市児童デイ・ケアセンター

位置 長門市西深川 3767 番地 5

2 指定管理者候補者

名 称 特定非営利活動法人きらり

事業所の所在地 長門市三隅下 934 番地

代 表 者 理事長 村岡 章

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（3 年）

4 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

4, 4 2 2, 0 0 0 円

5 業務内容

- （1）施設の運営及び維持管理に関する業務
- （2）児童発達支援事業に関する業務
- （3）日中一時支援事業に関する業務
- （4）発達障害児者及び家族等支援事業に関する業務
- （5）指定障害児相談支援事業に関する業務
- （6）保育所等訪問支援事業に関する業務
- （7）発達障害児地域支援事業に関する業務
- （8）その他市長が認める児童の発達に必要とする支援に関する業務

6 指定管理者選定の経緯

長門市児童デイ・ケアセンターは、次の理由から、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。

この施設は、平成 31 年度から児童発達支援センターとして就学前の療育が必要な児童に対して、日常生活動作の習得や集団生活適応訓練、家族への関わり方等の支援、療育の指導者が保育所等を訪問し、対象児や保育士に対し集団生活に適応するための支援などの個別の療育のみならず、療育の中核施設とし

て地域の支援者の育成、保育園や幼稚園、学校等へ専門的ノウハウの提供、支援ネットワークの構築等を一体的に行う市内唯一の療育機関となっている。

また、日頃から利用者や関係機関との連携を密にし、研修会等を積極的に開催されるなど、利用者や家族との信頼関係を構築されて、令和 4 年 12 月に行った市内 18 歳未満の障害児を対象としたアンケートでは約 83%の方が現在受けている療育に対して満足しているという回答がありました。以前から実施されている障害児相談支援事業・委託相談支援事業により関係機関と連携した早期療育へ繋ぐ体制も図られており、本市の障害児施策の推進に大きく貢献されている。

俵山幼児園の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称 俵山幼児園
位置 長門市俵山 2334 番地 1

2 指定管理者候補者

名 称 社会福祉法人 長門市社会福祉協議会
事業所の所在地 長門市東深川 1321 番地 1
代 表 者 会長 藤野 忠次郎

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（3 年）

4 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税非課税。）

42,917,000 円

5 業務内容

- (1) 保育所の入所の許可に関すること。
- (2) 保育所の管理運営に関すること。
- (3) その他保育所の設置目的を達成するために必要なこと。

6 指定管理者選定の経緯

俵山幼児園の指定管理に関しては、その運営を長門市社会福祉協議会に平成 18 年度から令和 5 年度までの 18 年間を一貫して委託しており、次の理由から、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。

- ①俵山幼児園は、俵山地区における唯一の保育施設であり、地域の子育て拠点施設として位置づけているが、地理的要因や入所児童見込数が少数であることから、保育所運営に必要な人員確保が可能な団体が限られること。
- ②過去一貫して徹底した安全管理に努めるなど長期にわたり、適正な管理運営を行い保護者と良好な信頼関係を構築しており、今後の事業計画でも良好な保育サービスの提供が期待できる。
- ③地域のイベント等へ積極的に参加する計画となっており、地域とのつながりが構築でき、地域と一体となった保育サービスの提供が期待できる。
- ④社会福祉法人長門市社会福祉協議会に指定管理を継続する意思があること。

長門市水産多目的集会所の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称 長門市水産多目的集会所

位置 長門市仙崎 4286 番地 76

2 指定管理者候補者

名 称 山口県漁業協同組合長門統括支店

事業所の所在地 長門市仙崎 4295 番地 8

代 表 者 支店長 黒瀬 光春

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年）

4 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

4, 3 6 5, 0 0 0 円

5 業務内容

- （1）施設の管理
- （2）施設の運営
- （3）緊急時の対策
- （4）団体の理念

6 指定管理者選定の経緯

長門市水産多目的集会所は、「美しい漁村づくり関連施設整備事業」により整備され漁業者をはじめ、地区住民の融和と強調を図り、漁業技術の向上、漁業経営の合理化、生活改善及び健康増進に資することを目的として建設された。

水産庁長官名による通知では、施設の管理は原則として事業実施主体が行うものとし、事業実施主体が直接管理を行いがたいときは、その管理を当該施設等により直接受益する漁業協同組合等の団体であり、事業実施主体となりうるものは水産庁長官が特に必要と認めるものに委託して行うことができるとされている。

したがって、施設の指定管理者を公募するにあたり、施設設置目的を考慮し漁業者及び水産業の発展を目的としている団体が指定管理者の対象団体となる場所ではありますが、条件に該当する団体は水産業協同組合法に基づく山口県漁業協同組合以外にないものとする。

よって、「長門市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第 2 条第 2 項第 1 号の規定を適用し、公募によらず山口県漁業協同組合長門統括支店を指定管理者の候補として選定した。

木育推進拠点施設 長門おもちゃ美術館の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称 木育推進拠点施設 長門おもちゃ美術館

位置 長門市仙崎 4297 番地 6

2 指定管理候補者

名 称 特定非営利活動法人 人と木

事業所の所在地 長門市仙崎 4297 番地 1

代 表 者 理事長 岩本 美枝

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（3 年）

4 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

38,475,000 円

5 業務内容

（1）施設の管理

（2）施設の運営

（3）木育事業の実施

6 指定管理者選定の経緯

木育推進拠点施設長門おもちゃ美術館は、林業・木材産業の成長産業化及び子育て世代に選ばれるまちの実現を目指し、木育を核とした取組を推進し、広く教育や文化に及ぶ住民福祉の向上に資することを目的とする施設である。

特定非営利活動法人人と木は、「木育に関する事業を行い、木育を通じて地域活性化に寄与する」ことを目的として平成28 年5 月に設立され、以降この施設の設置目的と合致する様々な事業に取り組み、平成30年4 月の開館当初から施設の運営を担われている。

特定非営利活動法人人と木は、志を一にする多くのボランティアスタッフが在籍し木育の推進に取り組む県内唯一の団体であり、この経験と知識が豊富な人的資源が施設の運営に従事し、自主的・主体的に施設運営に関わることで、今後においても効率的かつ、これまで実施してきたアウトリーチ活動により息の長い取り組みによる効果的な運営が期待できる。

また、施設の開館以来、幅広い世代を対象としたワークショップや企業とのパートナー連携など、趣向を凝らした様々な取組を主体的に展開し、コロナ禍においても管理運営者として来館者に対する極めて安全安心に配慮した対応が徹底されており、発展的な施設誘客への取り組みと管理運営が可能となる団体は、特定非営利活動法人人と木が最も適任と判断した。

以上から、「長門市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第2条第2項第1号の規定を適用し、公募によらず特定非営利活動法人人と木を指定管理者の候補として選定した。

青海島高山オートキャンプ場の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称 青海島高山オートキャンプ場
位置 長門市仙崎 10733 番地 7

2 指定管理者候補者

名 称 青海島観光振興会
事業所の所在地 長門市仙崎 10733 番地 7
代 表 者 会長 秋本 茂

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（3 年）

4 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

3, 3 6 0, 0 0 0 円

5 業務内容

- （1）施設の使用の許可に関すること
- （2）施設の管理運営に関すること
- （3）施設の運営上必要と認められる事業の実施に関すること
- （4）その他施設の善良な管理に関すること

6 指定管理者選定の経緯

青海島高山オートキャンプ場は、青海島の豊かな自然の中に、森林レクリエーションの活動の場を確保し、都市と農山村の交流を促進することを目的に整備され、平成 8 年 4 月のオープン当初から青海島観光振興会が管理をしており、次の理由から、長門市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、公募によらない選定を行った。

- ① キャンプ場内だけでなく、キャンプ場に通じる林道や隣接する高山登山道の樹木の伐採などにも積極的に取り組み、施設周辺も含めた景観づくりを進めることで利用者に対し安全で魅力的な利用環境の提供が期待できるなど施設の効能をより発揮できる。
- ② 同会が管理することで、当施設の土地所有者である青海会から土地を無償で賃借でき、竹や樹木などの伐採等施設のみならず施設周辺の景観の維持に地域全体で取り組むなど管理費用の抑制が期待できる。
- ③ 青海島観光振興会に指定管理を継続する意思があること。

伊上海浜公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称 伊上海浜公園オートキャンプ場
位置 長門市油谷伊上 2403 番地 8

2 指定管理者候補者

名 称 株式会社ゆやマリンワークス
事業所の所在地 長門市油谷向津具上 11044 番地 6
代 表 者 代表取締役 河野 仁

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（3 年）

4 業務内容

- （1）施設の管理運営に関すること。
- （2）施設の運営上必要と思われる事業の実施に関すること。

5 公募及び選定結果の概要

（1）応募資格

次の要件をいずれも満たす者

- ・市内に事業所を有する法人等であること。
- ・所得税または法人税、山口県税、長門市税を滞納していないこと
- ・暴力団でないこと等

（2）応募団体

1 団体（株式会社ゆやマリンワークス）

（3）長門市指定管理者選定委員会委員

長門市副市長、長門市企画総務部長、長門市市民生活部長、長門市健康福祉部長、長門市経済観光部長、長門市教育部長、長門市建設部長、長門市三隅支所長（欠席）、長門市日置支所長（欠席）、長門市油谷支所長

(4) 募集・選定経過

事 項	年 月 日
募集公告	令和 5 年 9 月 25 日 (月)
募集要項等配布	令和 5 年 9 月 25 日 (月) ～10 月 17 日 (火)
応募書類の受付	令和 5 年 10 月 12 日 (木) ～10 月 17 日 (火)
選定委員会 ・ 応募者からの事業計画の説明及び ヒアリング ・ 事業計画の審査 ・ 指定管理者候補者の選定	令和 5 年 11 月 1 日 (水)

(5) 選定結果

選定委員会では、提出された事業計画書及び応募者に対するヒアリングをもとに、委員ごとに審査、点数化し、最低限のラインを超えていることを確認後、挙手多数により応募者を候補者として判断し、市長に報告。市においては、選定委員会の報告を参考に、総合的に勘案し、株式会社ゆやマリワークスを指定管理者の候補者とした。

(6) 指定管理候補者の提案した指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

5, 1 0 0, 0 0 0 円

公設自動車置場（黄波戸第 1 ～第 5）の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称	位置
黄波戸第 1 自動車置場	長門市日置上 2094 番地 76
黄波戸第 2 自動車置場	長門市日置上 2094 番地 7
黄波戸第 3 自動車置場	長門市日置上 2320 番地 7
黄波戸第 4 自動車置場	長門市日置上 2388 番地 4
黄波戸第 5 自動車置場	長門市日置上 6552 番地 30

2 指定管理者候補者

名 称 山口県漁業協同組合黄波戸支店
 事業所の所在地 長門市日置上 2655 番地 7
 代 表 者 支店長 守山 淳

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年）

4 指定管理料の額

0 円

※利用料金収入により指定管理業務を行い、業務により利益が生じた場合は、そのすべてを市に納付することを提案。

5 業務内容

施設の使用の許可及び利用料金の徴収、利用料金の返還、利用の制限、施設の設備管理・美観の維持等に関する業務

6 指定管理者選定の経緯

長門市公設自動車置場に関しては、次の理由から長門市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。

- ①長門市公設自動車置場は、黄波戸地区に 5 箇所存在するが、そのうち 2 箇所については山口県漁協黄波戸支店所有の駐車場と同一敷地内にあり、同組合が施設の管理をすることにより、利用者に紛らわしさを与えることなく円滑な施設運営が期待できる。
- ②現指定管理者は、地元である優位さ及び無断駐車の確認や防犯灯の球切れなど、きめ細かな対応が期待できる。
- ③同組合に指定管理を継続する意思があるため。

長門市俵山公民館の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称 長門市俵山公民館

位置 長門市俵山 2302 番地 1

2 指定管理者候補者

名 称 俵山地区発展促進協議会

事業所の所在地 長門市俵山 2302 番地 1

代 表 者 会長 藤野 忠次郎

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（3 年）

4 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

39,264,000 円

5 業務内容

（1）公民館の管理運営に関する業務

（2）公民館の運営上必要と認められる事業の実施に関する業務

（3）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

6 指定管理者選定の経緯

公民館は地域住民のために、地域の実情に応じ、生活に即応する教育や文化に関する各種事業を行うことや、住民の教養の向上、健康や社会福祉の増進等が目的となっている。

その運営は単なる貸室対応だけでなく、地域と一体となった各種事業を積極的に展開することが求められ、地域住民で構成される自主運営組織に委ねることが、公民館の設置目的にかない、地域の教育力や地域力の向上につながる。

これらのことから、俵山地区発展促進協議会は、自治会、スポーツ振興会、青年部、地域住民によって組織された NPO 法人等により構成される団体であり、平成 20 年からの俵山公民館の指定管理者として良好な管理運営を継続し、地域に根ざした各種事業活動も積極的に展開しており、指定管理者としてのノウハウを継続して活かせることから、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 2 条 2 項第 1 号に基づき、公募によらず指定管理者候補者の選定を行った。

下関市・美祢市消防通信指令事務協議会への加入について

1 趣旨

地方自治法第 252 条の 6 の規定に基づき、下関市及び美祢市において設置している下関市・美祢市消防通信指令事務協議会に長門市が加入し、変更後の山口西部消防通信指令事務協議会規約のもと、下関市消防局内に山口西部消防指令センターを設置して通信指令業務の共同運用を開始することに関し、関係市と協議することについて、議会の議決を求めるもの。

2 山口西部消防通信指令事務協議会規約の主な内容

(1) 協議会の目的

この協議会は、長門市、下関市及び美祢市における消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(2) 協議会の名称

協議会の名称は、山口西部消防通信指令事務協議会とする。

(3) 協議会を設ける市

協議会は、長門市、下関市及び美祢市がこれを設ける。

(4) 協議会が管理及び執行する事務

協議会は、3 市における災害通報の受信、出動指令、通信統制、情報伝達等の事務を管理し、及び執行する。

(5) 経費の負担

構築に要する経費及び担当事務の管理、執行に要する費用は、3 市が負担する。

※詳細は、「山口西部消防通信指令事務協議会規約」を参照。

3 施行期日

令和 8 年 2 月 1 日

4 今後のスケジュール予定

- (1) 山口西部消防通信指令事務協議会設置（協議書取り交わし）
- (2) 山口西部消防通信指令事務協議会設置の告示
- (3) 山口県知事に下関市・美祢市消防通信指令事務協議会規約変更の届出